

盛岡広域振興局長告示第53号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成22年10月1日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370103475	フォレストグループ福祉用具サービス岩手盛岡センター	盛岡市津志田中央二丁目14番16号	北日本メディカルパートナーズ株式会社	平成22年8月31日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370103475	フォレストグループ福祉用具サービス岩手盛岡センター	盛岡市津志田中央二丁目14番16号	北日本メディカルパートナーズ株式会社	平成22年8月31日